

京田辺市告示第127号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、  
下記の書類を公示送達する。

令和8年6月9日

京田辺市長 上村



記

1 送達する書類

令和8年度市民税・府民税・森林環境税徴収方法変更通知書

2 送達を受けるべき者の氏名

ガルー ケンチャナ アル ラザーク

3 書類の交付について

上の書類は、京田辺市が保管しており、送達を受けるべき者の申出があればいつでも交付します。担当課に来庁のうえ、受領してください。

(担当課) 京田辺市市民部税務課

(注意)

上の書類を受領されない場合、地方税法第20条の2第3項の規定により、  
告示の日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみな  
されます。